かながわちょこっと雇用（週 10 時間未満の障がい者雇用）における体験実習の実施について

県では、長い時間、働くことが難しい方の働き方の選択肢を広げるため、現行の障害者雇用率制度では対象となっていない「週 10 時間未満の短時間雇用」を雇用率の算定対象に加えるよう、国に提案しており、この提案実現に向けた機運を醸成するため、週 10 時間未満の短時間による雇用事例を創出し、好事例を発信していく取組を進めています。

このたび、週 10 時間未満の短時間で「雇用したい企業」と「働きたい障がい者」をつなぎ、相互理解を深めることを目的として、体験実習を実施しますので、支援している方々の就職に向けた新たな一歩として、活用を検討していただくとともに、短時間による働き方を希望する利用者等への周知に協力してくださるようお願いします。

詳しくは添付の「体験実習実施企業情報」やチラシをご覧ください。

【企 業 名】FFFJ 株式会社（日本マクドナルド株式会社フランチャイズチェーン経営）
【事業内容】ハンバーガー類の製造販売及びその他付帯業務
【実習日時】(1)令和９年１月 12 日（火）から１月 15 日（金）のうち３日間
(2)令和９年１月 18 日（月）から１月 22 日（金）のうち３日間
※いずれも 13 時 50 分～16 時 00 分
【実習場所】応募者の希望する FFFJ グループ店舗
【詳　　細】詳しくは、次のサイトをご覧ください。
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/syogaisyakoyo/shorttimework.html
【参加申込】申込みフォーム（e-kanagawa）から、お申込みください。
https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=140862
【申込期限】令和８年 12 月 14 日（月）
【問合せ先】神奈川県雇用労政課　TEL：045-210-5871
受託事業者　パーソルダイバース株式会社
TEL：080-3979-5054